

PCB 含有・含有不明機器等を保有している事業者さまへ

群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課

● ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理期限について

PCB 廃棄物は処理期限までに処理を完了する必要があります。

PCB 廃棄物は、PCB 特別措置法により処理期限が定められています。

群馬県内の PCB 廃棄物の処理期限と処理施設は次のとおりです。

現在使用中の PCB 使用製品についても、(高濃度については廃棄の見込み等を届け出た上で、) 次の処理期限内に廃棄することが求められています。機器の入替等が必要な場合もありますので、計画的に PCB 使用製品の使用をやめて、次の処理期限内に廃棄することが必要です。

分類	種類	計画的処理完了期限 (処分期間)	処理施設
高濃度 PCB 廃棄物 (PCB 濃度 5,000mg/kg を超えるもの)	トランス・コンデンサー類	平成 35 年 3 月 31 日まで (平成 28 年 8 月 1 日から 平成 34 年 3 月 31 日まで)	中間貯蔵・環境安全事業 株式会社 (JESCO) 北海 道 PCB 処理事業所
	安定器・汚染物等	平成 36 年 3 月 31 日まで (平成 28 年 8 月 1 日から 平成 35 年 3 月 31 日まで)	
低濃度 PCB 廃棄物 (PCB 濃度 5,000mg/kg 以下のもの)	微量の PCB を含む電気 機器、汚染物等	平成 39 年 3 月 31 日まで	無害化処理認定施設 都道府県知事等許可施設

■ PCB 含有不明のトランス・コンデンサー類を保有している場合

製造メーカーへ問い合わせをしても PCB が含まれていないことが確認できないトランス・コンデンサー類は、PCB 濃度分析を実施し、PCB 含有の有無を確認してください。

● PCB 廃棄物に関して注意が必要な事項

PCB 廃棄物の保管	特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	譲渡し及び譲受けの制限
PCB 廃棄物の保管は、廃棄物処理法に基づく「 特別管理産業廃棄物保管基準 」に従わなければなりません。	PCB 廃棄物の処理に関する業務を適正に行わせるために、事業場ごとに廃棄物処理法に基づく「 特別管理産業廃棄物管理責任者 」を設置しなければなりません。 設置又は変更したときは、30 日以内に管轄の環境(森林)事務所へ報告書を提出する必要があります。	PCB 廃棄物の譲渡し、譲受けは PCB 特別措置法により原則禁止されています。

PCB 廃棄物の保管基準について：<http://www.gunma-sanpai.jp/gp15/008.htm>

特別管理産業廃棄物管理責任者について：<http://www.gunma-sanpai.jp/gp02/003.htm>

PCB 廃棄物・使用製品を保管・所有している事業者がしなければならないこと

■ PCB 特別措置法に基づく届出

PCB 廃棄物・使用製品を保管・所有している事業者は、群馬県知事への届出（使用製品については、高濃度に限る。）が必要です。

保管及び処分の状況 ・廃棄の見込みの届出*	保管事業場変更の届出	承継の届出
【毎年6月末までに届出】	【変更から10日以内に届出】	【承継から30日以内に届出】
PCB 廃棄物・使用製品を保管・所有している事業者は、保管及び処分の状況・廃棄の見込みについて毎年届出が必要です。	社内での一括管理や営業所廃止等のため、PCB 廃棄物の保管事業場を変更したときは届出が必要です。	相続・合併・分割により保管事業者の地位を承継した場合は、届出が必要です。

*の届出においては、低濃度のPCB使用製品を所有している場合は、併せて届け出る必要がありません。

届出様式等は、「群馬県産業廃棄物情報(<http://www.gunma-sanpai.jp/gp15/001.htm>)」から入手できます。

○届出書の提出先及び問い合わせ先

事業所の所在地を管轄する環境(森林)事務所までお願いします。ただし、事業所の所在地が前橋市または高崎市である場合は、各市までお願いします。

事務所名	電話番号	管轄区域
中部環境事務所	027-219-2021	伊勢崎市、渋川市、玉村町、榛東村、吉岡町
西部環境森林事務所	027-323-5530	藤岡市、富岡市、安中市、神流町、上野村、下仁田町、南牧村、甘楽町
吾妻環境森林事務所	0279-75-4611	中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村
利根沼田環境森林事務所	0278-22-4481	沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村
東部環境事務所	0276-31-2517	桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

■ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)への登録(※)

(※高濃度 PCB 廃棄物を保有している事業者のみ)

群馬県内の高濃度 PCB を使用したトランス・コンデンサー・安定器等の処分は JESCO 北海道 PCB 処理事業所で処理されます。処分するためには、事前登録が必要です。

また、高濃度 PCB 廃棄物を中小企業者等が処分する場合、その処理料金が軽減される措置があります。一定の条件を満たす、中小企業者、中小企業団体等の法人にあっては 70%、個人にあっては 95%が軽減されます。詳しくは、JESCO へお問い合わせください。

電話番号：03-5765-1935 ホームページ：<http://www.jesconet.co.jp/>

この内容に関するお問い合わせは、廃棄物・リサイクル課（電話番号：027-226-2824）にお願いします。ただし、PCB 特別措置法に基づく届出に関するお問い合わせは、事業所の所在地を管轄する環境(森林)事務所をお願いします。

群馬県産業廃棄物情報 <http://www.gunma-sanpai.jp>